

第1条（総則）

第1項

本特約は、株式会社池田泉州銀行（以下「池田泉州銀行」という。）と株式会社阪急阪神カード（以下「阪急阪神カード」という。）、株式会社スルッと KANSAI（以下「スルッと」という。）および株式会社池田泉州 VC（以下「池田泉州 VC」という。）の四社（以下総称して「四社」という。）が提携して発行する「スタシアサイカ ピタパ VISA カード」（以下「本カード」という。）の四社提携によって生じる事項について定めるものです。

第2項

本カードは、池田泉州銀行と阪急阪神カード、池田泉州 VC が共同で発行するキャッシュカードおよびクレジット機能一体型カード（スタシアサイカ VISA）と、阪急阪神カードとスルッと、池田泉州 VC が共同で発行するピタパカード（スタシアサイカ ピタパ）を指します。

第2条（会員と本カードの発行）

第1項

（1）本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとし、発行を認めた方を会員（以下「一体型会員」という。）とします。

①池田泉州銀行が定める「池田泉州キャッシュカード規定」・「<スタシアサイカ ピタパ VISA カード>IC キャッシュカード特約」・「<池田泉州>デビットカード取引規定」・「ペイジー（pay-easy）口座振替受付サービス利用規定」・「<スタシアサイカ ピタパ VISA カード>IC キャッシュカード不正使用被害補償サービス規定」（以下併せて「キャッシュカード規定等」という。）、阪急阪神カードが定める「STACIA カード会員規約」・「『STACIA』ポイントプログラム規定」（以下併せて「STACIA 規約等」という。）、スルッとが定める「PiTaPa 会員規約」、池田泉州 VC が定める「VISA カード&マスターカード会員規約」（以下「VISA 会員規約」という。）・「スタシアサイカ ピタパ VISA カードエンボスレスカード会員特約」、池田泉州銀行および池田泉州 VC が定める「スタシアサイカ ピタパ VISA カード銀行提携特約」・「スタシアサイカ ピタパ VISA カードキャッシュ一体型カード会員特約」（以下併せて「銀行提携特約等」という。）、（以下「キャッシュカード規定等」・「STACIA 規約等」・「PiTaPa 会員規約」・「VISA 会員規約」・「スタシアサイカ ピタパ VISA カードエンボスレスカード会員特約」・「銀行提携特約等」を総称して「会員規約等」という。）ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申し込みをし、四社が承認した場合。

②すでにキャッシュカード規定等を承認のうえ池田泉州銀行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けている者が、会員規約等ならびに本特約を承認のうえ、本会員となる旨の申し込みをするとともに本カードの発行の申し込みをし、これに対し四社が承認した場合。

（2）本カードの発行が認められない場合、本カードのキャッシュカード規定等に定められた機能（以下「キャッシュカード機能」という。）と同等の機能を持つ IC キャッシュカードを発行するものとし、なお、すでにキャッシュカードをお持ちの場合、新たにキャッシュカードを発行せず、お持ちのキャッシュカードを引き続きご利用いただくものとし、ただし、本カード申し込み時にキャッシュカードの廃止手続きを

された場合を除きます。

第2項

前項各号の申し込みに際しては、本カードのキャッシュカード機能が対応する池田泉州銀行の普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の決済口座として指定するものとします。

第3条（本カードの取り扱いおよび貸与）

本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、一体型会員には四社がカードを貸与するものとし、所有権は四社に帰属するため、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用するなど本カードの占有を第三者に移転することはできません。なお、本カード上には、会員氏名・STACIA 番号・VISA カード番号・カードの有効期限・銀行口座番号、PiTaPa 会員番号等が表示されています。

第4条（四社の機能・サービスの利用）

第1項

一体型会員は、本カードの機能およびサービスを会員規約等および本特約に従って利用することができます。本カードの機能およびサービスは、次の各号に定めるものとし、当該機能の詳細およびこれに付随する機能およびサービスについては当該機能およびサービスを提供するものが書面その他の方法により通知または公表します。

- （1）池田泉州銀行が提供するサービス機能および付帯サービス。
- （2）阪急阪神カードが提供する「『STACIA』ポイントプログラム」等の付帯サービス。
- （3）スルッとが提供する PiTaPa 機能および付帯サービス。
- （4）池田泉州 VC が提供するクレジット機能および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。ただし、本カードにワールドプレゼントポイントの提供はありません。

第2項

一体型会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、四社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

第3項

四社は、四社が必要と認めた場合には、事前に通知または公表したうえでサービスおよびその内容を変更することがあります。

第5条（有効期限）

第1項

本カードの有効期限については、会員規約等の定めにかかわらず本特約に従って四社が定めるものとし、カード上に表示した月の末日までとします。

第2項

四社は、本カードの有効期限までに、退会の申し出のない一体型会員で、かつ、四社が審査のうえ引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

第3項

前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用した時点で失効するものとしします。

第6条（年会費等）

一体型会員は、四社に対して会員規約等に基づき四社が通知または公表する年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとしします。

第7条（PiTaPa 利用代金の支払い等）

第1項

一体型会員は、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という。）が PiTaPa 会員規約第 32 条に基づき一体型会員に対して取得する立替金債権について、三井住友と別途立替払契約を締結している池田泉州 VC が、三井住友に対し立替払いすることをあらかじめ委託するものとしします。

第2項

一体型会員は、前項により池田泉州 VC に対して、本カードの PiTaPa 会員規約に基づく利用代金について一切の支払い債務を負担するものとしします。

第3項

一体型会員は、商品の所有権が、本条第1項により池田泉州 VC に移転し、債務の完済まで池田泉州 VC に留保されることを承諾するものとしします。

第8条（一括請求等）

池田泉州 VC は、PiTaPa 会員規約に基づき発生する債権および第4条第1項（4）の利用により生じた債権とともに一体型会員に一括して請求するものとし、一体型会員は、第2条第2項の口座から VISA 会員規約に定めた約定支払日に支払うものとしします。

第9条（バリュー残高の返金と未払い債務への補てん）

第1項

PiTaPa 会員規約の定めにかかわらず、本カードを再製・再発行した場合または本カードの有効期限更新をした場合、池田泉州 VC は、スルッとに代わり本カードのバリュー残額を第2条第2項にて定めた指定口座へ返金するものとしします。ただし、当該返金に際して池田泉州 VC より請求すべき金額がある場合にはそ

の金額と相殺し、請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、本カードの返還がなされない場合、池田泉州 VC は返金に応じることはできません。

第2項

一体型会員が第18条に基づき会員資格を喪失した場合、池田泉州 VC は、一体型会員の本カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額などに充当することができるものとします。なお、バリュー残額がかかる相当額および未決済ご利用額などの合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第3項

一体型会員が退会した場合など、スルッとが適当または必要と認めた場合は、スルッとに代わり池田泉州 VC が一体型会員に対してスルッとが通知または公表するバリュー払戻し手数料を別途請求するものとします。なお、バリュー払戻し手数料は本カードのバリュー残額と相殺できるものとし、バリュー残額がバリュー払戻し手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第10条（決済口座の変更）

本カードの申し込みの際に届け出た決済口座は、池田泉州銀行の都合を除き原則として変更できないものとします。

第11条（情報の提供、共有に関する同意）

第1項

一体型会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「一体型会員等」という。）は、四社の間において、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を共有することに同意します。

- （1）本カードの申込書に記載された情報、および会員規約等に基づき届け出られた一体型会員等の情報。
- （2）本カード申し込みに対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。
- （3）本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
- （4）会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。
- （5）一体型会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。

第2項

一体型会員等は池田泉州 VC が本特約にかかる取引上の判断にあたり、個人信用情報機関等の登録・利用に関し、PiTaPa 会員規約第41条および第42条を適用せず本条および VISA 会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項が適用されることに同意するものとします。また会員契約が不成立の場合でも、一体型会員等が入会申し込みをした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、VISA 会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項の定めに基づき、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第3項

一体型会員は、下記の内容を目的とし、また当該目的の範囲内において四社内の必要とする会社間で一体型会員のカードの利用内容を共有することにあらかじめ同意するものとします。

- (1) 池田泉州銀行、スルットおよび池田泉州 VC が各々の与信業務および債権管理業務等を行うため。
- (2) 四社が自己の提供するサービスに関する業務を行うため。

第4項

四社は、前三項に基づき共有する情報を必要な保護措置を行ったうえで厳正に管理し、会員規約等の定めにより取り扱うものとします。

第12条（届出事項の変更）

第1項

一体型会員が四社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく池田泉州銀行に届け出るものとします。なお、キャッシュカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、池田泉州銀行所定の方法により遅滞なく池田泉州銀行に、また、クレジット機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、池田泉州 VC が通知または公表する方法により遅滞なく池田泉州 VC に、さらに、PiTaPa 機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、スルットが通知または公表する方法により遅滞なく池田泉州銀行または池田泉州 VC に届け出るものとします。また、暗証番号を変更する場合は、第15条所定の再発行手続きが必要となる場合があります。

第2項

前項のうち氏名の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを池田泉州銀行または池田泉州 VC に返還するものとします。なお、この場合には、第15条に基づき再発行手続きがとられるものとします。

第13条（紛失・盗難の届出）

一体型会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、当該紛失または盗難の事実を池田泉州銀行、スルット、池田泉州 VC のそれぞれに届け出るものとします。

第14条（本カードの紛失・盗難による責任の区分）

第1項

本カードの紛失・盗難または本特約に違反して、他人に本カードを利用された場合、本カードの利用代金は、会員規約等に基づいて、本カードの貸与を受けた一体型会員の負担とします。

第2項

前項の規定にかかわらず、一体型会員が紛失・盗難の事実を速やかに池田泉州銀行、スルット、池田泉州 VC のそれぞれに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ池田泉州銀行、スルット、池田泉州 VC の請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、下記のとおり取り扱うものとします。

- (1) キャッシュカード機能に関する損害については池田泉州銀行が定める「池田泉州キャッシュカード規定」、または「<スタシアサイカ ピタパ VISA カード>IC キャッシュカード不正使用被害補償サービス規

定」に基づき、池田泉州銀行が補てん、補償します。

(2) クレジットカード機能および金融サービス機能に関する損害については VISA 会員規約第 13 条に基づき、池田泉州 VC が支払債務を免除します。

(3) PiTaPa 機能に関する損害については本特約第 7 条および、VISA 会員規約第 13 条に基づき池田泉州 VC が支払債務を免除します。

第 15 条 (カードの再発行)

本カードの紛失・盗難、破損、汚損や氏名変更、キャッシュカード機能・クレジットカード機能または PiTaPa 機能に関する暗証番号等の変更を理由に、一体型会員が四社に対し本カードの再発行を希望した場合は、これに対し四社が審査のうえ、原則として本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該一体型会員は、池田泉州銀行・スルッとおよび池田泉州 VC が通知または公表する再発行手数料を支払うものとします。また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを四社のうちいずれか一社に対して返還する必要があるものとします。

第 16 条 (本カードの機能停止等)

一体型会員は、四社との契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、事前の通知・催告等することなく本カードの一部の機能またはサービスが停止され、本カードが回収されることがあること、また回収により本カードの機能またはサービスが利用できなくなることがあります。これに伴う不利益・損害等については、四社はいずれも責任を負わないものとします。

(1) 本カードの再発行のため、一体型会員が、四社のうちいずれか一社に本カードを返還した場合。

(2) カードに関する諸変更手続きのため、一体型会員が、四社のうちいずれか一社に本カードを送付または預けた場合。

(3) CD または ATM での利用時に、暗証番号相違、CD・ATM の故障等の理由により本カードが回収された場合。ただし、四社の故意または過失による場合はこの限りではありません。

(4) PiTaPa 機能の不具合により、スルッと所定の窓口にて PiTaPa 機能のみを有するカードの再発行を一体型会員が申し出ることにより、本カードが回収された場合。

(5) 一体型会員から四社のうちいずれか一社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届け出があった場合。

(6) 一体型会員が、会員規約等および本特約に違反しまたは違反するおそれがある場合。

第 17 条 (退会)

第 1 項

一体型会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により、池田泉州銀行に届け出るものとします。

第 2 項

一体型会員は、前項により、四社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、会員規約等に基づき四社すべてから退会となるものとします。

ただし、真にやむを得ない事由により、一体型会員が本カードのうちピタパカードのみの退会を希望する場合、池田泉州 VC に申し出るものとし、阪急阪神カード、スルッと、および池田泉州 VC の三社が承認した場合はこの限りではありません。

第 18 条（会員資格の喪失）

第 1 項

四社は、会員規約等に基づき、各々の判断により、会員資格を喪失させることができます。一体型会員は、四社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、一体型会員は本カードを直ちに四社のうちいずれかに返還するものとします。

第 2 項

前項により一体型会員が本特約による会員資格を喪失した場合、一体型会員は同時に四社すべての会員資格を喪失するものとします。

第 19 条（単機能カードの発行）

一体型会員は、本特約第 5 条第 2 項で更新カードが発行されなかった場合、または本特約第 17 条に該当する場合、または本特約第 18 条に該当する場合のいずれかの事由が生じた場合には、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード（以下「単機能キャッシュカード」という。）の発行を池田泉州銀行が認めた場合には、池田泉州銀行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。

第 20 条（特約の変更・承認）

本特約が改定され、その改定内容が一体型会員に通知または公表された後に、一体型会員が本カードを利用したときには、一体型会員はその改定を承認したものとみなします。

第 21 条（会員規約・規定・特約の適用）

四社が各々提供するサービス等については、会員規約等が適用されます。会員規約等と、本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、本特約第 2 条第 1 項に定める会員規約等が適用されるものとします。

（2024 年 10 月改定）